

環境モデル都市の選定等に関する規程（案）

平成25年3月 日
地域再生本部長決定

「環境モデル都市の選定等について」（平成25年3月 日地域再生本部決定）に基づき、環境モデル都市の選定等に関する規程を以下のように定める。

（趣旨）

第1条 地域再生本部は、この規定の定めるところにより環境モデル都市を選定できるものとし、また、地域活性化担当大臣は、選定された環境モデル都市に対し、選定状を交付できるものとする。

（応募手続等）

第2条 環境モデル都市の選定は、「環境モデル都市募集要領」（平成20年4月11日地域再生本部決定）（以下「要領」という。）に基づいて行う。

- 2 環境モデル都市の選定において、要領を変更（次項に定める軽微な変更を除く）する必要があるときは、地域再生本部にて再び決定をするものとする。
- 3 前項の規定による軽微な変更は次に掲げるものとする。
 - 一 募集期間等の年月日の記載の変更
 - 二 提出様式、提出先の変更
 - 三 前二号に掲げるもののほか、要領の趣旨の変更を伴わない変更
- 4 前二項の規程による要領の軽微な変更は本部長が決定する。

（選定状の交付）

第3条 地域再生本部副本部長である地域活性化担当大臣は、前条に基づき選定された環境モデル都市に対して地域活性化担当大臣名で選定状を交付するものとする。

（専決処理）

第4条 環境モデル都市の選定に関する事項については、内閣官房副長官補が専決処理できるものとする。

（実施細目）

第5条 この規程の実施に際し、必要な事項は内閣官房副長官補が定める。

附 則

この規程は、平成24年3月 日から施行する。